



平成23年3月29日

寒川町長 山上 貞夫 様

寒川町個人情報保護制度運営審議会

会 長 入 澤



町長の所管する個人情報の目的外の利用、提供について（答申）

寒川町個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成23年1月17日付け寒総行第92-1号で諮問（諮問番号38・39・40）のありました標記のことについては、審議の結果、次のとおりとなりましたので答申します。

- (1) 平成23年度に限り、情報を利用すること及び本人通知を省略することを認める。ただし、広報等にて、目的外利用の取扱いがある旨を十分に周知すること。
- (2) 平成24年度以降も目的外利用をしようとする場合は、本審議会に平成23年度の実施状況を報告のうえ、再諮問すること。

寒川町個人情報
保護制度運営審議会
平成23年1月17日受付

寒総行第92-1号
平成23年1月17日

寒川町個人情報保護制度運営審議会
会長 入 澤 章 様

寒川町長 山 上 貞 夫



個人情報の目的外の利用、提供について（諮問）

このことについて、別紙のとおり行いたいので、寒川町個人情報保護条例第
9条第1項第4号の規定により意見を求めます。

（事務担当は、総務課行政総務担当）

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 38

個人情報 保有課等	課等名	保険年金課
	個人情報取扱事務の名称	国民健康保険料賦課決定事務
	対象となる個人の類型	世帯主 (公的年金等所得に係る個人の町民税・県民税の納税義務者のうち、 老齢等年金給付(年額18万円以上)の支払を受けている65歳以上の者で、 介護保険料の特別徴収対象である者)
	利用・提供する記録の名称	上記対象者の国民健康保険料特別徴収対象額
利用・提供先	税務課	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>地方税法の規定により、公的年金等からの個人町・県民税特別徴収が平成21年度から実施されております。</p> <p>この特別徴収の対象者は、地方税法第321条の7の2第1項及び同法施行令第48条の9の11第3項により、主に上記の「個人の類型(介護保険料の特別徴収対象者)」に示されたものとなっています。</p> <p>また、この対象者に該当し、公的年金等特別徴収の「税額決定通知書」を送付した場合でも、各支払期における介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の各特別徴収額と所得税の源泉徴収額の合計に、個人町・県民税特別徴収額を加算した額が、公的年金等(特別徴収の対象となる年金は老齢等年金)の支払額を上回る場合は、特別徴収義務者から中止の処理結果が町に通知され、特別徴収から普通徴収へ変更した「税額変更通知書」を再送付することとなります。(納税義務者にとっては混乱の原因となると思われます。)</p> <p>そこで、当初の「税額決定通知書」の発送段階において、介護保険料特別徴収対象者であるかどうか、個人町・県民税を加算した徴収額が支払額を上回るかどうかを可能な限り税務課が事前に判断し、年度途中での変更がないようにすれば、納税義務者の混乱を最小限に抑えることができると考えます。</p> <p>平成21年度及び平成22年度においては、審議会の答申を受け、同様の目的外利用を行っておりますが、昨年の諮問(諮問番号35)に対する答申に基づき、平成23年度以降の目的外利用に関して、再度諮問するものです。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由) 税務課が対象者情報を入力(5月25日まで)してから、納税通知書を送付(6月10日前後)するまでが約2週間という短期間であり、その間に当課が該当者に本人通知を行うのは事務処理のうえで物理的に困難であり、また本人に対しても無用な煩わしさを感じさせるため。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 39

個人 情報 保有 課等	課 等 名	保険年金課
	個人情報取扱事務の名称	後期高齢者医療事務
	対象となる個人の類型	後期高齢者医療制度の被保険者 (公的年金等所得に係る個人の町民税・県民税の納税義務者のうち、 老齢等年金給付(年額18万円以上)の支払を受けている65歳以上の者で、 介護保険料の特別徴収対象である者)
	利用・提供する記録の名称	後期高齢者医療保険料特別徴収対象額
利用・提供先	税務課	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>地方税法の規定により、公的年金等からの個人町・県民税特別徴収が平成21年度から実施されております。</p> <p>この特別徴収の対象者は、地方税法第321条の7の2第1項及び同法施行令第48条の9の11第3項により、主に上記の「個人の類型(介護保険料の特別徴収対象者)」に示されたものとなっています。</p> <p>また、この対象者に該当し、公的年金等特別徴収の「税額決定通知書」を送付した場合でも、各支払期における介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の各特別徴収額と所得税の源泉徴収額の合計に、個人町・県民税特別徴収額を加算した額が、公的年金等(特別徴収の対象となる年金は老齢等年金)の支払額を上回る場合は、特別徴収義務者から中止の処理結果が町に通知され、特別徴収から普通徴収へ変更した「税額変更通知書」を再送付することとなります。(納税義務者にとっては混乱の原因となると思われます。)</p> <p>そこで、当初の「税額決定通知書」の発送段階において、介護保険料特別徴収対象者であるかどうか、個人町・県民税を加算した徴収額が支払額を上回るかどうかを可能な限り税務課が事前に判断し、年度途中での変更がないようにすれば、納税義務者の混乱を最小限に抑えることができると考えます。</p> <p>平成21年度及び平成22年度においては、審議会の答申を受け、同様の目的外利用を行っておりますが、昨年の諮問(諮問番号36)に対する答申に基づき、平成23年度以降の目的外利用に関して、再度諮問するものです。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由) 税務課が対象者情報を入手(5月25日まで)してから、納税通知書を送付(6月10日前後)するまでが約2週間という短期間であり、その間に当該者に本人通知を行うのは事務処理のうえで物理的に困難であり、また本人に対しても無用な煩わしさを感じさせるため。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。

条例第9条第1項第4号の規定に基づく目的外の利用、提供に関する諮問案件
 及び第2項ただし書の規定に基づく本人通知省略の諮問案件
 (個人情報保護制度運営審議会諮問用)

案件番号 40

個人情報 保有課等	課等名	高齢介護課
	個人情報取扱事務の名称	保険料賦課・徴収事務
	対象となる個人の類型	保険料賦課・徴収者 (公的年金等所得に係る個人の町民税・県民税の納税義務者のうち、 老齢等年金給付(年額18万円以上)の支払を受けている65歳以上の者で、 介護保険料の特別徴収対象である者)
	利用・提供する記録の名称	介護保険料特別徴収対象額
利用・提供先	税務課	
<p>取扱目的以外に利用・提供する理由(その必要性や本人から収集しない理由など)</p> <p>地方税法の規定により、公的年金等からの個人町・県民税特別徴収が平成21年度から実施されております。</p> <p>この特別徴収の対象者は、地方税法第321条の7の2第1項及び同法施行令第48条の9の11第3項により、主に上記の「個人の類型(介護保険料の特別徴収対象者)」に示されたものとなっています。</p> <p>また、この対象者に該当し、公的年金等特別徴収の「税額決定通知書」を送付した場合でも、各支払期における介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の各特別徴収額と所得税の源泉徴収額の合計に、個人町・県民税特別徴収額を加算した額が、公的年金等(特別徴収の対象となる年金は老齢等年金)の支払額を上回る場合は、特別徴収義務者から中止の処理結果が町に通知され、特別徴収から普通徴収へ変更した「税額変更通知書」を再送付することとなります。(納税義務者にとっては混乱の原因となると思われます。)</p> <p>そこで、当初の「税額決定通知書」の発送段階において、介護保険料特別徴収対象者であるかどうか、個人町・県民税を加算した徴収額が支払額を上回るかどうかを可能な限り税務課が事前に判断し、年度途中での変更がないようにすれば、納税義務者の混乱を最小限に抑えることができると考えます。</p> <p>平成21年度及び平成22年度においては、審議会の答申を受け、同様の目的外利用を行っておりますが、昨年の諮問(諮問番号37)に対する答申に基づき、平成23年度以降の目的外利用に関して、再度諮問するものです。</p>		
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/> する</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> しない(理由) 税務課が対象者情報を入手(5月25日まで)してから、納税通知書を発送(6月10日前後)するまでが約2週間という短期間であり、その間に当課が該当者に本人通知を行うのは事務処理のうえで物理的に困難であり、また本人に対しても無用な煩わしさを感じさせるため。</p>		

案件番号の欄は、諮問の際に通し番号を付けるので、記入しないこと。